

(案)

釧路市消防本部基本計画書

平成23年度最終報告版

平成24年2月

釧路市消防本部

はじめに

「釧路市消防本部基本計画」は、平成12年に策定し関係各位のご尽力により組織体制を中心に推進を図ってきたが、平成17年には市町合併に至ったことから平成18年に「釧路市消防本部基本計画」を改定し、平成19年から組織体制の一部見直しを図り、消防力の整備推進を図ってきたところである。

平成21年には、管轄人口の減少傾向にあわせ、人口動態と都市規模を見据えた効率的な消防体制のあり方を検討する必要があることから、短期的な部分で計画の一部見直しを図ったところであるが、今後の人口動態や都市規模の変化に対応するため、平成22年2月5日「消防本部基本計画検討委員会」を設置し、中長期にわたる住民の安全安心を第一に「効率的消防体制のあり方」として、(1)消防本部の組織体制(2)消防署所の適正配置(3)火災防御体制等についてさらに検討を重ね、このたび最終答申として計画を取りまとめたところである。

釧路市の都市規模がコンパクト化する方向性にある中で、住民の要望にこたえるため、単純に他都市との比較ではなく、将来釧路市消防に係わる街づくりをどのように進めるかを旨に検討を重ねてきたところである。

検討に際し、東分署の耐震化問題についての対応を先行する必要があることから、釧路川以南の橋南地域(東方面)の消防力について審議を限定し橋南地域(東方面)消防施設の適正配置について、平成22年12月に中間報告をしたところである。

最終報告では、消防の目標である「住民の安全安心の確保」を旨に必要とする消防組織の在り方について、将来の都市規模に見合う消防力を想定し検討を重ね、平成23年版「釧路市消防本部基本計画」として報告するものである。

目 次

1	基本計画策定(平成23年度報告)の背景と目的	1
2	策定方針と検討課題	1
3	基本目標	1
4	基本方針	2
5	計画期間	2
6	組織体制の整備	2・4
	(1) 消防本部組織	
	(2) 消防署組織	
	(3) 火災防御体制	
	(4) 車両体制等	
	(5) 職員体制	
7	計画推進の展開施策	5
8	消防団	5

1 基本計画策定の背景と目的

総務省消防庁は、市町村の消防力整備基準を示す「消防力の基準」（平成12年消防庁告示第1号）を、平成17年6月13日付消防庁告示第9号により、「消防力の整備指針」として改正されたところである。

新たに示された「消防力の整備指針」は、隊員の兼務基準を明確にするなど、地域の実情を考慮するための選択肢や懸案事項等を盛り込んだ内容となっていることから、当消防本部としても、既存の「釧路市消防本部基本計画」の総点検を行い、「都市規模を見据えたより効率的な消防体制」を目指すこととした。

2 策定方針と検討課題

消防は、地域住民の「生命・財産」を守るという最も基本的な行政責任を果たす組織である。

そのことは「安全と安心」を提供する消防行政サービスを徹底することであり、3市町合併後においても、これまで培ってきたそれぞれの環境の中で、一致結束してその責任を果たしてきたところである。

平成21年度に改定された「釧路市消防本部基本計画」は、3署体制を2署体制としたところであるが、さらに平成24年度を初年度に10年先の都市規模に見合った消防体制の確立について検討する。

(1) 消防本部の組織体制及び消防署（支署）の適正配置と組織体制の検討

ア 本部組織

効果的、効率的な運用を図るため、スリム化を図ることを主眼とし検討する。

イ 署（支署）組織

3署9支署体制から、2署1分署9支署体制に変更したところであるが、さらなる効率的な体制の検討を進める。

(2) 東分署庁舎耐震診断結果が、「耐震補強必要あり」との診断結果がなされたことを踏まえ、東方面の消防体制について審議を先行し中間答申として報告をしたところである。

(3) 消防力の整備指針に基づく検討

3 基本目標

(1) 市民サービスの向上趣旨

市民ニーズへの的確な対応を図り「安全と安心」の「街づくり」を目指す。

(2) 効果的・効率的な消防行政の推進

将来の都市規模に見合う消防本部・消防署の組織体制を整備し、効果的かつ効率的な消

防活動を行う。

4 基本方針

(1) 適正な組織体制

消防力の整備指針に基づき、本市の地理的条件や都市規模を考慮し、適正な組織体制を図る。

(2) 総合的な財政運営の展開

各種施設、車両、人員等の配置を検討し、将来における財政状況に配慮した計画的な事業推進を行うとともに、各分野における整合性の取れた施策を展開する。

(3) 各種災害対応力の向上

自然災害や大規模災害、更には特殊災害等複雑多様化する事象に対応するため、各種災害対応力の向上を図る。

(4) 救急体制の充実強化

高齢化社会の進展等に伴う救急需要の増加が懸念されている昨今、救命率の向上が大きな課題となっていることから、気管挿管や薬剤投与資格を有した救急救命士を計画的に配置し、救急高度化の充実強化を図る。

(5) 予防体制の充実強化

住宅防火対策、防火対象物違反是正等の推進、火災原因調査体制の強化など予防業務の専門化・高度化に向けた充実を図る。

5 計画期間

この釧路市消防本部基本計画は、平成24年度から平成33年度までの10年間とする。

6 組織体制の整備

(1) 消防本部組織

消防本部の業務執行体制を図るためには、総務課、予防課、警防課、通信指令課の4課体制は維持する必要がある。ただし、次の業務については見直しを図る。

ア 消防広域化の業務終了後に総務課所管事務の見直しを図り、総務課員を1名減ずる。
(総務課と署において移管事務の調整を行う。)

イ 予防課の火災原因調査業務と通信指令課の指揮隊業務を消防署へ移管
中央消防署に火災原因調査と指揮隊を兼務した人員を配置し業務の効率化を図る。

(2) 消防署組織

消防が施設、人員及び機材を整備する上で目標となる「消防力の整備指針」を尊重し

つつ、釧路市の置かれた状況や地域特性、消防需要などを的確に踏まえ、重複する管轄区域の適正化を行い、2署1分署9支署体制から2署1分署7支署体制とする。

消防署の2署体制を堅持し指揮命令系統の強化を図り、スケールメリットを最大限に生かすとともに、職務遂行に必要な資格取得や集合訓練、研修等職員の資質の向上による行政サービスの充実を図り、活力ある組織づくりを目指す。

ア 3方面独立行動体制について

非常災害時における地域の消防力を最大限に発揮するため、3方面独立行動体制を維持する。

イ 署・支署の適正配置

(ア) 東分署と武佐支署の統合について

東方面は、東分署、武佐支署、桜ヶ岡支署の3署所で管轄しているが、東分署と武佐支署を統合し、移転新築を図ることで管轄区域の重複範囲を解消し、効率的な出動体制とする。

また、救急体制においては、桜ヶ岡・興津方面への有効範囲の拡大を図る。

ただし、消防力を維持するため移転後の消防施設では消防車両の2台運用を図る。

移転新築予定地 釧路市春採7丁目3番8号

(イ) 新橋支署と愛国支署の統合について

新橋支署は、中央消防署と愛国支署の中間点にあり、管轄区域の多くが愛国支署区域と重複していることから新橋支署と愛国支署を統合する。

消防力の整備指針に基づく走行距離を消防車で実走した結果、新橋支署管轄区域は、中央消防署、愛国支署、西消防署で対応が可能である。ただし、消防力を維持するため愛国支署では、消防車両の2台運用を図る。

移転新築予定地 釧路市文苑4丁目1番

(ウ) 指揮、火災原因調査体制の確立について

災害現場における部隊管理と指揮能力及び火災原因調査即応体制強化のため、中央消防署へ指揮隊と火災原因調査を兼務した人員を配置する。

(エ) 西消防署の建築場所について

消防施設適正配置の観点において西消防署の新築は必要不可欠である。また、管轄区域の人口動態や防災拠点を構築する上で、予定地への新築を図る。

予定地 釧路市鳥取南4丁目4番

ウ 救急隊の体制について

釧路地区救急隊については、現状の救急隊4隊の専任体制を維持する。

平成20年7月から救急隊の到着までに時間を要する地域へ、AEDを搭載し救急有資格者が乗務する消防自動車によるPA連携を一部地域で開始し、消防機関がいち早く傷病者に接触し救命活動を行ってきた。さらに、平成22年7月から市内全域に業務を拡大したこと、また、東分署移転により救急隊管轄区域の適正化が図られることから、救急隊の増隊は行わず専任体制を維持することで救急業務の質を確保し救命率の向上

を図っていく。

なお、救急隊の増隊等については、今後の人口動態と救急出動の増加傾向や新たな救命処置の拡大の推移を見た中で、必要に応じ検討を図る。

(3) 火災防御体制

消防施設の適正配置後の出動体制については、積載水の集積と早期に中継体制を確立することで、消防力を維持する。

(4) 車両体制等

大型・中型水槽付き消防ポンプ自動車の導入推進等により、効率的・効果的な車両配置を行ってきたが、さらに各種資機材・装備の省力化と高機能化に努め、計画的な車両整備を図っていく。

(5) 職員体制

職員数は総数345名から321名、本部職員を54名から48名、消防署職員を291名から273名とする。

総数▲24（平成25年▲12（東分署、武佐支署）

（署所統合 ▲12（新橋支署、愛国支署））

	減 員	増 員
消 防 本 部	総務課 ▲1 所管事務の見直し 予防課 ▲2 火災原因調査業務移管 通信指令課 ▲3 指揮隊業務移管	
消 防 署	中央消防署東分署と武佐支署統合 （平成25年）▲18 中央消防署新橋支署と愛国支署 の統合 ▲18	（仮）中央消防署新東分署 東分署救助担当 6 （消防車2台運用要員） （仮）中央消防署新愛国支署 6 （消防車2台運用要員） 中央消防署救助担当 6 （指揮隊及び火災原因調査要員の配置）
計	▲42	18

7 計画推進の展開施策

(1) 職員の人材育成

人材育成は、釧路市消防全体の資質の向上と組織の活性化や大量退職に伴う技術の継承の観点からも計画的に継続して育成することが必要である。

本部では組織総体の方向性を示し、署においては部隊間の連携や現場活動の対応力を

育成するなど、それぞれが育成の役割を確認連携し対応することが求められる。

今後も所属における研修訓練はもとより、本部研修や派遣入校等を通じ、計画性をもって継続的に育成を図っていく。

ア 消防活動に必要な資格を、計画的に取得推進を図る。

イ 職員の研修・訓練体制を充実するとともに、消防大学校や北海道消防学校の派遣入校を推進し、資質の向上と業務の高度化に向けた対応を図る。

ウ 火災予防等の高度な知識と技術を有する予防技術資格者を計画的に配置する。

(2) 資機材・装備等

消防体制の強化は常に時代に即応して行かなければならず、火災現場の効率化を図る上でも新たな車両を含め資機材・装備の軽量化について、常に調査研究を推進する。

8 消防団

(1) 消防団の重要性

消防団は、地域事情に精通しているとともに、即時動員力があることから、地域防災の重要な要として活躍しているところである。

今後も火災をはじめとした災害出動、予防活動、災害時の避難誘導等、地域に密着した組織として、地域住民の安全確保のため重要な役割を担うものである。

(2) 消防団員の入団促進

入団しやすい環境づくりを推進する。

(3) 資機材等の整備及び活動内容の充実

消防団員が有効・積極的に活動できるよう、資機材等の整備及び教育訓練を実施し、団員の士気、活動能力の向上を図る施策を推進する。

(4) 常備消防との連携強化

地域の防災総合力を確保することは、常備消防と非常備消防とが連携して災害に対応することである。火災等各種災害に対応するため、連携体制の整備、日常的な合同訓練を実施するなど、地域住民の更なる安全安心を確保するための体制強化を推進する。